

1 意義

- 本協定は、**アベノミクスの成長戦略の重要な柱**。(総理施政方針演説等)
- 本協定は、**自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル**。(国有企業、知的財産、規制協力等)
- 交渉妥結は、**日EUが引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ**。

2 経緯

- 平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結
⇒ 早期の署名・発効に向け、引き続き作業を継続。

3 概要



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

- 工業製品
 - ✓ 100%の関税撤廃を達成。
 - ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
 - ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。
- 農林水産品等
 - ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、**ほぼ全ての品目で関税撤廃**(ほとんどが即時撤廃)。
 - ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
 - ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%,工業品等:100%)。

- 農林水産品
 - ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
 - ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
 - ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
 - ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。
- 工業製品
 - ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。
 - ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

(注1) EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。
(注2) 撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA (協定の全体像)

平成29年12月8日
外務省

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則、②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束、③ソースコードの開示要求の禁止等、先進的なルール、
⇒ 日本経済や企業活動に貢献

第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫(SPS)措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害(TBT) 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の種類の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	(注) 投資保護と紛争解決の扱いについては引き続き協議。

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1) 冒頭の規定及び一般的定義 協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3) 原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4) 繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5) 税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6) 貿易上の救済 ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。	(7) 衛生植物検疫(SPS) 措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8) 貿易の技術的障害(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	(9) 投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10) 国境を越えるサービスの貿易 国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。
(11) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12) ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	(13) 電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16) 競争政策 競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。	(17) 国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。	(18) 知的財産 特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。	(20) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21) 協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22) 競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23) 開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24) 中小企業 中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25) 規制の整合性 締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。
(26) 透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	(27) 運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29) 例外及び一般規定 締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。	(30) 最終規定 協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

TPP協定交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考) 日豪EPA(2015年1月発効)における関税撤廃率: 89%(品目数ベース) / 94%(貿易額ベース)

(注) NZ、シンガポール、ブルネイは、全ての品目について関税撤廃。



＜アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見＞

TPP 11 協定の合意内容について

2017年11月11日

内閣官房TPP等政府対策本部

1 経緯

11月9日のTPP閣僚会合にて、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成。

※閣僚会合では、日本はベトナムとともに共同議長を務めた。

2 新協定の内容

(1) 名称 「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」
Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) 条文の概要

第1条 TPP協定の組込み（incorporation）

第2条 特定の規定の適用の停止（凍結） → (3) 参照

第3条 効力発生（6か国の締結完了）

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し（review）

第7条 正文（英、仏、西）

(3) 凍結項目

- 急送少額貨物（5. 7. 1（f）の第2文）
- ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）
- 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）
- 金融サービス最低基準待遇関連規定（11. 2等）
- 電気通信紛争解決（13. 21. 1（d））
- 政府調達（参加条件）（15. 8. 5）
- 政府調達（追加的交渉）（15. 24. 2の一部）
- 知的財産の内国民待遇（18. 8（脚注4の第3～4文））
- 特許対象事項（18. 37. 2、18. 37. 4の第2文）
- 審査遅延に基づく特許期間延長（18. 46）
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長（18. 48）
- 一般医薬品データ保護（18. 50）
- 生物製剤データ保護（18. 51）
- 著作権等の保護期間（18. 63）
- 技術的保護手段（18. 68）
- 権利管理情報（18. 69）
- 衛星・ケーブル信号の保護（18. 79）
- インターネット・サービス・プロバイダ（18. 82、附属書18-E、附属書18-F）
- 保存及び貿易（20. 17. 5の一部等）
- 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A. 3）

(注) 詳細を署名までに具体化すべき項目は以下の通り。① 国有企業章留保表（マレーシア）、② サービス・投資章留保表（ブルネイ）、③ 労働章に関する紛争処理（制裁措置部分）（28. 20）（ベトナム）、④ 文化例外（カナダ）

(4) 署名

協定の法技術的チェック（リーガル・スクラブ）等の作業終了後、
署名予定

(5) 見直し条項

TPP 12 の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP 11 協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）